



平成 27 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 石光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 森本 茂
(J A S D A Q ・ コード 2 7 5 0)
問合せ先 常務取締役執行役員管理部門長 山根 清文
(電話番号 078-861-7791)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月22日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成27年6月26日開催予定の第65期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 経営体制を名実ともに一貫したものにするため、現行定款第21条（取締役会の招集権者および議長）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう第26条（取締役の責任免除）および第35条（監査役の責任免除）を規定しております。今般、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、責任限定契約を締結できる役員の範囲が拡大されたこととともない、業務執行を行わない取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第26条および第35条の規定を改正するものであります。なお、定款第26条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 条文省略</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 現行どおり</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 35 条 条文省略</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 現行どおり</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 27 年 6 月 26 日

定款変更の効力発生日

平成 27 年 6 月 26 日

以上